

口頭指導に関する事項

事業所名	湘南グリーン介護老人保健施設
対象事業	介護老人保健施設

番号	指導内容	参考基準等（ある場合）
1	○ 従業者の員数について 介護老人保健施設に置くべき従業者の員数のうち、介護職員等は常勤換算方法により所定の員数を置くこととされています。常勤換算方法とは、当該介護老人保健施設の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。 しかしながら、貴施設においては、月の日数により当該月に常勤の従業者が勤務すべき時間数を定めていますが、その勤務すべき時間数を超えた勤務時間数についても従業者の勤務延時間数に含んだうえで員数の換算を行っていました。 つきましては、適切に常勤換算方法を行ったうえで、従業者の員数の算定および配置を行ってください。	○ 介護老人保健施設基準省令第2条 ○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号。以下「介護老人保健施設解釈通知」という。）第2の9（1）
2	○ 介護保険施設サービスの取扱方針について 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないとされています。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。 しかしながら、貴施設においては、以下の事例が確認されました。 （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているとするものの、令和5年度の委員会の記録が2回分しか確認できませんでした。 （2）身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施しているとするものの、令和5年度の研修の記録が1回分しか確認できませんでした。 つきましては、委員会や研修の実施記録を整備してください。	○ 介護老人保健施設基準省令第13条第6項 ○ 介護老人保健施設解釈通知第四の11（3）（5）
3	○ 施設サービス計画の作成について 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所	○ 介護老人保健施設基準省令第14条

番号	指導内容	参考基準等（ある場合）
	者の同意を得なければならないとされています。また、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならないとされています。 しかしながら、貴施設においては、電話で家族に計画内容を説明し同意を得たとの記録はあるものの、文書による同意や交付が、計画期間終了後となり、計画策定後、数か月経過している事例が複数確認されました。 つきましては、文書による同意を速やかに得るとともに、遅滞なく施設サービス計画を交付してください。	
4	○ 口腔衛生の管理について 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないとされています。また、以下の手順により計画的に行うこととされています。 ① 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という）が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。 ② 当該施設の従業又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。 ③ ①の技術的助言に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。 イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項 しかしながら、貴施設においては、以下の事例が確認されましたので、必要な改善を行ってください。 (1) 歯科医師等から技術的助言及び指導を受けていたとするものの、記録がなく技術的助言及び指導の内容を確認できませんでした。 歯科医師等からの技術的助言及び指導の内容を記録してください。 (2) 入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画に、助言を行った歯科医師名及び歯科医師からの助言の要点の記載がありませんでした。 入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画に、必要事項を記載してください。	○ 介護老人保健施設基準省令第17条の3 ○ 介護老人保健施設解釈通知第四の17

番号	指導内容	参考基準等（ある場合）
5	○ 看護及び医学的管理の下における介護について 介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならないとされており、その内容としては、当該施設における褥瘡対策のための指針の整備や、介護職員等に対し褥瘡対策に関する継続的な教育を実施することなどが想定されています。 しかしながら、貴施設においては、研修を実施したとするものの、令和5年度の研修の記録が確認できませんでした。 つきましては、研修の実施記録を整備してください。	○ 介護老人保健施設基準省令第18条第5項 ○ 介護老人保健施設解釈通知第四の18（3）
6	○ 事故発生の防止及び発生時の対応について （1）介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の項目を盛り込んだ事故発生の防止のための指針を整備することとされています。 イ 施設における介護事故の防止に関する基本的な考え方 ロ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本指針 ホ 介護事故等発生時の対応に関する事項 ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針 ト その他介護事故等の発生の防止のために必要な基本指針 しかしながら、貴施設において整備している指針には、上記項目のうち「ニ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」を盛り込んでいませんでした。 つきましては、指針に盛り込むべき内容を確認し、指針を見直してください。 （2）介護老人保健施設は、事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に（年2回以上）行うこととされています。また、研修の実施内容についても記録することが必要であるとされています。 しかしながら、貴施設においては、研修を実施したとするものの、令和5年度の研修の記録が確認できませんでした。 つきましては、研修の実施記録を整備してください。	○ 介護老人保健施設基準省令第36条 ○ 介護老人保健施設解釈通知第四の35

番号	指導内容	参考基準等（ある場合）
7	○ 介護保険施設サービス費について 介護保険施設サービス費の算定に当たっては、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している必要があります。 貴施設においては、施設基準への適合を確認するに当たって、入所者一覧表、退所者一覧表、要介護度別利用状況表等を別に作成したうえで、「基本施設サービス費等指標」を作成し、介護保健施設サービス費に必要な算定を行っているとの聴取しました。しかしながら、ベッド回転率（指標B）、入所前後訪問指導割合（指標C）に用いる直近3月間の新規入所者の延数について、先に作成した一覧表等に記載の人数と「基本施設サービス費等指標」に記載の人数に相違がある月が認められました。 つきましては、当該算定に当たって用いる情報について誤りがないよう、数値等をしっかりと確認を行ってください。	○ 厚告第21号別表2注1 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号。）第55号イ（1）
8	○ 介護職員等処遇改善加算Ⅱについて 当該加算の算定に当たっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の賃金改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知することとされています。 しかしながら、貴施設においては、介護職員等処遇改善計画書を事務所等に置くことにより周知を行っているとのことでしたが、当該計画を確認した職員を把握していませんでした。 つきましては、全ての職員に周知し理解を得たことを明確にする観点から、記録する等の方法により周知内容及び周知日時等を明確にすることが望ましいです。	○ 厚告第21号別表2ケ ○ 大臣基準告示第94号